

## 第 2 5 期 第 3 8 回大津市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 6 月 1 2 日（金） 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 3 0 分

2 開催場所 大津市役所新館 7 階特別会議室

3 出席農業委員（1 6 名）

|       |    |       |    |
|-------|----|-------|----|
| 2 番   | 音島 | 義孝    | 委員 |
| 3 番   | 大伴 | 四郎左衛門 | 委員 |
| 4 番   | 本郷 | 忠史    | 委員 |
| 5 番   | 井上 | 一夫    | 委員 |
| 6 番   | 小谷 | 英利    | 委員 |
| 7 番   | 森元 | 直紀    | 委員 |
| 8 番   | 音野 | 茂     | 委員 |
| 9 番   | 上田 | 雄亮    | 委員 |
| 1 0 番 | 正田 | 富美子   | 委員 |
| 1 1 番 | 万木 | 巳壽    | 委員 |
| 1 2 番 | 濱田 | 博之    | 委員 |
| 1 3 番 | 上野 | 壽久    | 委員 |
| 1 4 番 | 西村 | 浩     | 委員 |
| 1 5 番 | 森  | 繁孝    | 委員 |
| 1 7 番 | 上坂 | 雅彦    | 委員 |
| 1 8 番 | 安井 | 善次    | 委員 |

4 欠席農業委員（2 名）

|       |    |    |    |
|-------|----|----|----|
| 1 番   | 村田 | 省三 | 委員 |
| 1 6 番 | 石津 | 正嗣 | 委員 |

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（5 名）

|    |     |    |
|----|-----|----|
| 奥村 | 明之  | 委員 |
| 小谷 | 弥三郎 | 委員 |
| 中村 | 清史  | 委員 |
| 西村 | 和彦  | 委員 |
| 山中 | 一仁  | 委員 |

6 説明員（2 名）

農林水産課

7 傍聴人（0 名）

8 議事日程

- 議案第 161 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 162 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 163 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 164 号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見について  
報告第 217 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について  
報告第 218 号 農地法第 3 条の 3 の規定による権利取得の届出について  
報告第 219 号 農地の転用事実等に関する照会について  
報告第 220 号 土地利用協議について  
報告第 221 号 第 26 期大津市農地利用最適化推進委員候補者について  
報告第 222 号 令和 8 年度全国農業委員会会長大会出席及び農地・農業委員会制度等に係る地元国会議員への要請について  
協議事項 1 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて  
協議事項 2 農用地区域変更手続きに係る事前協議制の導入について

## 9 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査

## 10 会議の概要

事務局長 それでは、定刻となりましたので、第 25 期第 38 回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日もマイクを準備させていただいておりますので、ご発言の際には、必要に応じてお近くのものをお使いいただければと思います。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は議席番号 6 番 小谷 英利 委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いします。

＜ 大津市農業委員憲章斉唱 ＞

事務局長 ご着席ください。

会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は南部選出の副会長であります森 繁孝 委員にお願いします。以後の進行について、よろしくお願いします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は村田省三委員、石津正嗣委員が所用のため、欠席されておられます。在任 18 名のうち、ただいま出席委員は 16 名でございますので、在

任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことを報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。

会 長 < 会長挨拶 >

副 会 長 ありがとうございます。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手していただき、議席番号と氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますよう、お願いいたします。

なお、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

7 番 森元 直紀 委員

9 番 上田 雄亮 委員

この二人によりよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

お手元に農地法第3条・第4条・第5条の許可要件を説明した資料を備えていますので、許可・不許可の判断資料としてご活用ください。

なお、本テキストは次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようご注意ください。

まず初めに、議案第161号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

< 事務局、資料に基づき説明 >

議 長 はい、ありがとうございます。

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお願いしたいと思います。

No. 1 の伊香立南庄町につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 伊香立南庄町の農地ですが、5月27日に譲受人、譲渡人、推進委員と

4名で立ち会いを行いました。もともとこちらは長年、営農とか営農センターとかそういうところが耕作されていたんですが、今回譲渡人の方がこれから耕作されるということで、この方自身も近隣で農地を耕作されておりますので、経験を踏まえまして何ら問題ないかと判断しておりますので、ご審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長           ありがとうございました。  
                  続きまして、No. 2の真野四丁目につきまして、地元委員よりご意見を願います。

委 員           このNo. 2の土地なんですが、今現在、これ写真は作付けはちゃんとされております。それで、譲渡人は高齢で足腰がちょっと悪くなってきて、息子さんに耕作を頼んでおられてずっとされていきますので、土地が移動するとか全然問題もないと思いますし、水路も変わることもないと思いますので、近隣に迷惑かからないと思いますので、何ら問題ないと思いますので、どうぞ審議、よろしくお願いいたします。

議 長           ありがとうございました。  
                  議案第161号に関しまして何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長           ご意見等ないようでございますので、お諮りさせていただいてよろしいでございますか。

(はいの声)

議 長           それでは、No. 1について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長           挙手全員により、議案第161号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

                  続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長           挙手全員により、議案第161号No.2は許可することに決定いたします。  
                  続きまして、議案第162号 農地法第4条第1項の規定による許可申

請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 はい、ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたので、この議案につきましては、5月26日に現地調査を実施していただいております。現地調査の一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、3件まとめてのご報告をお願いいたします。

委員 この日は朝から6件ありまして、地元農業委員の方にはご足労いただきまして、全員の方にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

では、1号から申し上げます。今、事務局から説明されたことでほぼご理解いただけると思うんですが、この方は、ここ顛末書にも書いていますがしっかり仕事、事業をされている方の方ですので、今後、何ら問題なく活用していただけると思いますので、よろしくお願いします。

周辺に国交省とか建設省とかありますし、官民境界もできていますし、その点についても大丈夫だと思いますので、よろしくお願いします。

次、2番の仰木二丁目なんですが、ここはもともとの民家を顛末にも書いていますが、大分昔、農転されずに知らずにということだったので、今となって現況は、写真にも出ていますが、住宅地で一部納屋に使っておられた形跡がありました。そこも手続上としても融資の関係で必要となりましたので、4条許可を申請することになりました。

続きまして、3番目、ここは昭和56年に建てられたおうちで、今度、建て替えるということで申請されて、なおかつ顛末にも上がっていますが、許可されずに造成したということで、再度、ここに新築される予定であります。実際はこの辺にあるトラクターに興味があって、何か昭和55、6年のものらしいです。

肝心の顛末書につきましては読んでいただいたらこのとおりで、許可をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、地元委員の方のご意見をお願いしたいと思います。No.1の北小松につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 事務局からは本当に細かいご説明があり、今は一日立会委員からは味わいの深いお話がありましたので、僕がもう付け足すことはないんですが、やっぱり仕事ですので一言申し上げます。

先ほどもご説明にあったとおり、5月26日に一日立会委員と推進委員、事務局2名、代理人が来られました。そして、私の6名で立ち会いを

いたしました。今もご説明があったとおり、ひわだぶきの工事の足場を使用する単管置場、あるいは〇〇の自宅付近で有料で借り受けておられる駐車場の代替地として、国交省は小松バイパス工事の資材置場として10年以上前から借り受けていた土地、整地されてバラスの敷き詰められている土地を今年返却されるのを機に、資料15ページの図面のとおり、現状のまま足場材置場、あるいは駐車場として使用されるものでございます。

資料12ページの写真にもありますように、周囲には農地があるものの許可を得ておられますし、建物もございません。日照にも問題はないと思いますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

続きまして、No.2の仰木二丁目につきましては、地元委員よりご意見を願いたいします。

委員 すみません。5月26日に一日立会委員と事務局、それに私と推進委員と立ち会いをさせていただきました。もうこの20ページの写真見ていただいたらお分りのとおり、これ、母屋が建っていたのが私の生まれる遙か昔、農地法できる前にもうこの母屋が建っていて、その横に納屋みたいな農器具がいっぱい置かれているのも建て回ししとかれたところとちょうど入り口、写真の①番になる入り口部分が農地のままで残っていたというところで、大家さん亡くなられて相続されて、これリフォームするときに発覚して今回の申請になったというところで、もう手のつけようはありませんので何ら問題ないかと思います。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No.3の太子二丁目につきましては、地元委員よりご意見を願いたいします。

委員 事務局と一日立会委員からの説明のとおりなんですが、現地、私、何十年前から、昭和56年と書いているんですが、実際、私の記憶ではもっと前から、特にこの28ページの下の写真②の建物がもっと以前からあったような記憶があるんですが、いずれにしてもこの現状を農地に戻すというのは大変なんで、これで承認いただけたら幸いです。

ご審議、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、議案第162号に関しまして何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委 員 1 番の北小松の件なんですが、国土交通省、これ返還されるときに原状回復って必要ないんですかね。このままの状態で返されても困る人もいはるかと思うんですが、その辺はどういうふうに定められていますか。

事 務 局 今回、この賃貸借契約の写しを取っておりまして、それを拝見すると、もともとの予定では農地に復元してお返しするというような計画だったんですが、今後、ここをこの方が使いたいということを申し出られて、それによってはまた追記という形でその賃貸借契約書の最後に、これは今後この地権者が転用するという事で、現状のままお返しすることになったということで、そこもしっかり賃貸借契約書で確認が取れましたので、今回受理をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

委 員 ありがとうございます。

委 員 すみません。私も同じことを疑問に思ったので、農地法的にはそれ大丈夫なんですか。

でないと、今、上田上とか大石とかで第二名神と同じような感じで、あそこはゼネコンとかが窓口となって借りてやってはるところに、横にコードを置いて復元するのありきで一時転用して現場事務所として使っちゃいますよね。今回、これもここの工事、本当にその長い間、工事していらっしやったので、もうかなり昔にこれ見るからに再生の碎石敷いて一面になっていますし、しかもこの写真位置①の奥側、橋脚立って上に新しい湖西道路が走っていますが、その下に向かって農地、「（現況雑種地）田 309㎡」があるんですが、復元されていないですよ。

なので、この田んぼについても農地に復元して返還するという義務は、農地法上ないんでしょうか。

事 務 局 今、お話がありましたちょうど北側に隣接するこの〇〇、こちらの農地も、現地を見させていただいたんですが、今回のこの申請地と全く同じような状況でございまして、もともと転用の行為者の国が、国土交通省がやっていたということで、国土交通省が施工する場合には農地法の許可とかは不要とはなってくるんですが、本来、同じタイミングで、3月末ですかね、不要になっているという推察はされるんですが、今回地権者が違うということで、特にそこまで、こちらのほうから何か働きかけをしていることはないです。本来的には、委員がおっしゃったとおり、自分たちが使う用が終われば、その後、この方と同じように、農地に復して地権者様に返すという賃貸借契約がなされているであろうと推察されるんですが、この方に関しては、自分が使いたいということで法的に整理しないといけないというところから、最初は地元委員などにもご相談されて、あらかじめこの方から相談があるからよろしくということで、その後、粛々とご本人と

も話をしながら進めてきた次第でございますが、本来的には使用が終われば速やかに農地に復した上で返すべきものとは整理しておるところでございます。

以上でございます。

委 員 員 では、規則的にはどうもないということですね。

事 務 局 よろしくないと思います。

本来は、この北側隣接地の方も農地として使っていただかないといけないところ、まだ契約がいつまでなのかというのも当然今回とは関係がない方ですので確認を取れていないんですが、もしこれが本当に同じタイミングで返還して返されるものということであれば、今の時点で具合が悪い状況であるというのはもうご指摘のとおりでございます。

委 員 員 普通でしたら、もうこの一帯をこの3月末まで切れるような契約をされるのが普通の考えかなと思うんです。やったら違反転用になってしまうので、そこはちゃんとルールをもう一度調べて、このままでも国交省がやったことだから構わないんだと言われるのか、いやいや、これ農地に復元してもらわんとあかんというジャッジになるのか、そこを決めとかなないと、今後田上とか大石やらで返還されるときに、そのままで、田んぼをしたかったのに、こんなになってしまってるやんといったら困らる農家さんもいらっしゃると思うので、その辺はちゃんとしたルールづけをされたほうがいいと思いますし、あとまたこれ4条で顛末で碎石入れてやるというのも、前例で言ったら見切り発車で碎石を入れて工事やりかけてはるところを顛末で4条申請上げようとした業者さんが、もう入れはった採石全部めくり上げて農地に戻した段階で申請して、それで許可もらってしはったという前例もありますので、これ元から碎石が入った状態で顛末で、しかも3月末で切れてるやつが6月で、たかだか3か月間で顛末案件として許可してしまうというのも、元に戻せって言わはるけれども、元に戻さなくても顛末で通しますよという線引きはどこにありますか。

事 務 局 すみません。正直申し上げてまだ整理ができていないので、今、ご指摘いただいた点については、必要に応じて県の農政課であったり、農業会議に聞いて整理した上で、また改めてご報告をさせていただく所存でございます。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

委 員 員 はい。

議 長 ほか何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 意見とか質問はもうないようでしたら、お諮りさせていただいてよろしいでございますか。

(はいの声)

議 長 それでは、お諮りさせていただきます。議案第162号のNo. 1について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手多数により、議案第162号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第162号No. 2は許可することに決定いたします。続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第162号No. 3は許可することに決定いたします。続きまして、議案第163号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、この議案163号につきましても5月の26日に一日現地調査をしていただいております。一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、3件まとめてご報告のほうをよろしく願いいたします。

委 員 まず、1番の大物の案件ですが、民家が密集してあるところ、今、地図の35ページのところ、面積自体は少ないんですが、ここと今、私が立っているところのその空いているところと合流して駐車場にされると聞いて

います。その前に積み石のようなものがあるんですが、ここと隣の樋のある家との間に側溝があるんですが、これは以前は水路に、今も水路になっているんですが、今は下へは流れていないということでした。

ただ、詳しく見ると水路ですから、官民の境界が設定してありました。

後については、特に事務局のほうからご説明がありました北村さんの状況が、顛末書にも書いていますが、今回整理して駐車場に利用したいということで、改めてどうかご審議をお願いしたいということです。

1 番についてはこの説明になります。

次に、2 番、大物、その近くなんですが、ここ土地改良区やったか、ここにも来ていただいたんですが、〇〇やったかな、大きい農業をされている方で、その上での説明もありまして、ここは非農地という現況になっておりますので、有効利用というんですか、周囲にお寺もありますし、〇〇関係の施設もありますし、そういったところを利用するために、駐車場として今回転用を申し出られたことになります。

次に3 番目、羽栗のこの現地の上が第二名神高速の今まだ工事中だと聞いているんですが、その山裾の辺りで民家を少し通り過ぎて一番高いところで、そこでもともと湧き水とか天水で聞くとところによると水利はないということでしたので、それを利用して水田を耕作されていたような状況のところで、改めてその工事の関係もあろうかと思うんですが、湧き水とかそういったのが量的にも少なくなったのか、何かちょっと詳しいいきさは分からないんですが、今回、このタンクをこの5 1 ページの赤線のところへ何基か置くということで、雨が降れば側溝もありますし、伏流水もあるし、それでいけるんですが、いかんせん雨のないときに水田をどうするかということで、こういった施設を造られたわけです。

あとについては、事務局のほうからご説明がありましたとおりです。どうかご審議よろしくお願いします。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。

続きまして、地元委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。No. 1 及びNo. 2 の大物につきまして、地元委員より一括してご意見をお願いいたします。

委 員 この件に関しましては5 月 2 6 日、一日立会委員、市の職員2 名、私と申請者が出席しました。農地利用最適化推進委員は当日は所用で欠席しました。

そんな中、今、もうほとんど説明がございました。親の面倒を見て、また家を建ててまでするということで、その農地の転用で車社会になって駐車場も必要というところなので、何ら問題はないかと思いますのでご審議をよろしくお願いします。

次に2 番です。先ほど説明ありましたように、立会の方は、この地区を

取りまとめておられる大変優秀な方で、〇〇の〇〇もされておりまして、いろいろと活動が活発な方で、地元の共有地、共有財産という形でこの土地を寺の駐車場、先ほども説明ありました自治会の駐車場、最近は車社会で昔はそんな必要なかったんですが、今はそういう時代で、私の地区でも前、そういう案件がありました。寺の駐車場にしたいということで、自分の農地をそういうふうに移用されてという話が私の地区ではよくある話でございます。そういうところで、防災上、何かあったときにそこをまたいろいろと活用したいという話も聞きましたので、これも何ら問題ないかと思いますので、どうかご審議よろしくをお願いします。

以上です。

議長        ありがとうございます。

続きまして、No. 3の羽栗三丁目の件につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員        この件につきましては、先ほど令和6年とおっしゃったんですが、私、去年やったような記憶しているんです。新名神の工事が始まりまして水がなくなったということで、水の確保のためのボーリング調査の申請が1回出ているんですが、先日立ち会いのときに工事所長に聞くと全く水が出なかったということで、今回のこういう申請になったものです。

ただ、契約が5年ですし、多分その頃工事が終わった後にもこれで水が果たして足るのかなというちょっと疑問はあるんですが、とりあえず直近のこの5年間については、湧き水で足りない場合は散水車で運ぶということですので、当面はこれでいけるであろうと。問題はその工事が終わった後、どうなるのかなというのはちょっと疑問の残るところですが、ご審議のほうをよろしくをお願いいたします。

議長        はい、ありがとうございます。

この議案第163号の3件分につきましては、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議長        ご意見やご質問ないようでしたら、お諮りさせていただいてよろしゅうございますか。

(はいの声)

議長        それでは、お諮りさせていただきます。No. 1について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

- 議 長 挙手全員により、議案第１６３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請No.１は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.２について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

- 議 長 挙手全員により、議案第１６３号No.２は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.３について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

- 議 長 挙手全員により、議案第１６３号No.３は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第１６４号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見についてを議題といたします。それでは、農林水産課の説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

- 議 長 ありがとうございます。  
続きまして、事務局から回答案の説明をお願いいたします。

<事務局、回答案の説明>

- 議 長 はい、ありがとうございました。  
それでは、説明が終わりましたので、議案第１６４号に対しての何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

- 議 長 それでは、ご意見等もないようでございますので、お諮りさせていただいてよろしゅうございますか。

(はいの声)

- 議 長 それでは、議案第１６４号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見についてですが、回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第164号 大津農業振興整備地域計画（農用地利用計画）の変更に関する意見については、回答案のとおり大津市長宛て回答することに決定いたします。

続きまして、報告案件のほうに移らせていただきます。報告第217号から220号並びに集計報告について、一括して事務局からの報告をお願いいたします。報告は簡単にさせていただいて結構でございます。

＜事務局、資料に基づき報告＞

＜事務局、集計報告＞

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告について、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委員 218号の6ページなんですけど、相続の前にも申し上げましたんですが、相続される方の2番の方、県外の方が相続されて、斡旋希望もなしで今現在も田んぼを作っておられて。この方が放ったらかしとかはったら、せっかくの今の田んぼが使えなくなってしまう。このような方は今までにもいらっしゃると思いますが、そういう方法を取るということはどうでしょう。農業委員会から文書で、現状田んぼですが、あなたはそのまま続けて農業されますかとか、斡旋の希望とか、誰かにお貸しする予定はあるんでしょうかとか、そういったことを、現状田んぼをまだ続けられていて遠くにおられる方に対応することはできないんでしょうか。

事務局 こちら、このNo.2の〇〇様、これ相続されたということで、結果をこちらのほうにお届けいただいたんですが、私も始め見たときに県外にお住まいの方が耕作するのは実質的に難しいのかなと思いましたところ、こちらのお土地の台帳を確認したら、この筆につきましては〇〇が今、利用権設定で権利設定されているところでございますので、引き続き地位承継ということでそこは安心かなというところで粛々と事務を進めております。

また別件で、もうこの対象地が例えば違法転用されてしまっていたりとか、あとは耕作されていないということになると、基本的にもう相続が終わったということでお届けをいただいているので、こちらに届出を窓口に出し来られたりとか郵送で届いたりとかケース・バイ・ケースなんですけど、直接、届出者の方とお会いする機会があれば、当然こちらで疑問に感じることはこの対面でお話ししたときにお伝えさせていただきますし、その辺りは対処させていただいているところでございます。

一番残念なのが郵送でこういうお届けの書類が届いてしまって、ご本人とお話しする機会がない場合ですが、もし現状が例えば農地以外のものになってしまっていたりということになりましたら、こちらからまたご連絡を差し上げるケースもありますし、もし受理通知を希望される場合に

は、この土地について事務局のほうに相談するよにというふうに備考欄に一筆書かせていただいて、相手方に対してこの受理の通知書をお送りしておりますので、現状はそういう対応となっているところでございます。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

委 員 ありがとうございます。

議 長 ほかがございませんでしょうか。

委 員 11ページの2番、今まで現状回復を行わないが多かったんですが、この方、2番の1番下は原状回復を行う必要があると考えられると書いているし、ほかはしなくてもいいとか、これどういう基準でされているのか分からないので教えていただきたいです。

事 務 局 今、委員がおっしゃってくださったのが、こちらの報告書の11ページの一番下段でございます。原状回復命令を行う必要があると考えられるということで、確かに今までこういう回答をすることは非常に珍しいというところなんです、こちらの農地でございますが、青地でございます。現状、違法転用をされてしまっている状況でございます、この原状回復命令を出すかどうかというところで、例えば、今回のその転用によって例えば生命、財産が脅かされるような非常に悪質性の高い転用の場合は、当然、法51条に基づく手続を粛々と進めていく必要があろうかと思うんですが、こちらは地元委員からも聞いた上で、そこまでの悪質性はないと判断され、ただ事務局としての回答が原状回復命令を求めないというのはおかしい話でございますので、これについては、原状回復命令を行うというふうには断定するところまではちょっと回答が難しいと判断しまして、こういうニュアンスの回答とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議 長 ほかがございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、報告第221号、第26期大津市農地利用最適化推進委員候補者について、事務局の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 はい、ありがとうございます。  
ただいまの報告について、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 最終的に委嘱は来期の農業委員さんにしていただくということになりますので、地元へ帰られまして新しい推進委員さんにお話があるようでしたら、その旨をお伝えいただければ幸いかなと思います。

それでは、ご意見等はないようでございましたら、次に移らせていただきたいと思います。

続きまして、報告第222号 令和8年度全国農業委員会会長大会の出席及び農地・農業委員会制度に係る地元国会議員への要請について、事務局の報告をお願いいたします。

#### <事務局、資料に基づき報告>

議長 ありがとうございます。私のほうからも一言だけ失礼します。

地元選出の国会議員の先生に要請したのは事務局のほうから説明いただきましたので、これに先立ちまして、前回まではなかったんですが、前日6月の1日に参議院会館におきまして農林水産省の方との意見交換会を実施していただきました。これは滋賀選出の宮本和宏参議院議員にお骨折りをいただいて、農林水産省の職員の方が地元の声を聴きたいという意味合いの中で意見交換という形でさせていただいております。この中には、滋賀県の中の8つの市の農業委員会の会長が同席させていただきました、大津と高島、甲賀市が中山間の地域等の対策についての話合いという中で職員の方と話をさせていただいております。

このほか、地域計画のブラッシュアップとか9年度からの水田政策の見直しについても、各8つの市町の農業委員会の会長に分かれて話をさせていただいております。

簡単な説明になりましたが、このように出席させていただきました。

ただいまの報告の中で何かご意見とかご質問ございますでしょうか。農水省の職員さんと話させていただいても、現場の声をと言われましても、私自身も勉強不足のところが多々ありましたもので、あまり十分なことが言えたかどうか不安な面もあります。

(なしの声)

議長 それでは、次に移らせていただきたいと思います。

協議事項1 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて、これにつきまして事務局の説明をお願いいたします。

協議事項 1「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて」のご説明を申し上げます。資料といたしまして、現在、ホームページに掲載されております令和5年の指針と、今回、この指針の検証を行おうとする資料の2つをお配りしております。

この指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条には、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、農地利用最適化推進委員の意見を聴いて、定め、公表することが記されております。

それでは資料、現行指針の1ページ目、下から2段落目にあります「なお書き」のところをご覧ください。ここには、「この指針は大津市の10年後に目指す農地の状況等を示すものです。とあり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに、検証、見直しを行う」との記載もあります。

この「検証、見直し」のうち、まずは検証について協議をお願いします。資料は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の検証・見直しについて」をご覧ください。検証方法といたしましては、数値目標に絞っておこないたいと考えております。

現行指針2ページと合せてご覧ください。1つ目、1遊休農地の発生防止、解消について、(1)遊休農地の解消目標ですが、現行指針の表に赤字の現状②と3年後の目標②の数値を追記して、検証に替えようとするものでございます。現状②、令和8年3月の管内農地が1970ヘクタール、遊休農地面積が79ヘクタール、遊休農地の割合が4.0%でございます。目標②の3年後といたしましては、現状②1970ヘクタールと令和13年の最終目標値1780ヘクタールから推計いたしまして、1880ヘクタールとしております。また、遊休農地面積につきましても、最終目標は、令和13年にゼロにするとしておりますので、現状②79ヘクタールと令和13年の最終目標値0ヘクタールから推計いたしまして、47ヘクタールとしております。これを計算しますと、割合は2.5%です。

次に2ページをご覧ください。2、担い手への農地利用の集積・集約化についてです。現行指針3ページの上の表と合せてご覧ください。

(1)担い手への農地利用集積目標につきましては、現状②の管内農地面積1970ヘクタール、集積面積は463ヘクタール、集積率は23.5%でございます。3年後の目標②につきましては、遊休農地の解消目標と同様に3年後の管内の農地面積は1880ヘクタールとしております。また3年後の目標②の集積面積につきましては、現状②463ヘクタールと令和13年の最終目標値712ヘクタールから推計いたしまして、612ヘクタールとしております。これを計算しますと集積率は32.6%です。

次に下段の参考担い手の育成・確保ですが、令和8年3月の現状の総農家数は、1761戸うち、主業農家数は56戸。3年後の目標②の総農家数および主業農家数は13年の最終目標値と同数にしております。認定農業者につきましては、現状が25経営体、3年後の目標②につきましては、大津市農業振興ビジョンに目標の記載がありますので、39経営体としました。認定新規就農者につきましては、現状②3経営体です。この数値と令和13年の最終目標6経営体から推計して、3年後の目標②を5経営体としております。基本構想水準到達者と特定農業団体その他の集落営農団体は、現状で目標に達していますので、3年後の目標②も現状と同数としております。

3ページ目をご覧ください。3新規参入の促進について、(1)新規参入の促進目標ですが、こちらの現状②は、3経営体で、取得面積は2.9ヘクタールでございました。この現状②3経営体と令和13年の最終目標値9経営体から推計して、3年後の目標②は7経営体としております。新規の法人につきましては、現状、0法人で、最終目標が1法人となっておりまして、3年後の目標②を0にできませんから、1法人として、取得面積も0.3ヘクタールとしております。

以上のようなことで、先の役員会でご意見を賜り、今回は数値的に検証を行い、見直しにつきましては、新体制になってから、そこでご意見をいただいて、見直し方法から検討したいと考えております。

説明は以上となります。

議長 はい、ありがとうございます。  
この説明について、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委員 ちょっと僕の理解が誤っているかもしれないんですが、1ページ目の遊休農地の解消目標で、令和5年のときが割合が2.8%でして、その3年後の今年ですね、令和8年の3月が4%。これ、割合というのは達成率として理解したらいいんですかね。1つは。現実として、現状として4%ということは悪くなっているというふうに、2%から4%ということは遊休農地の割合、遊休農地そのものが2.8から4%と。その前に3年後の今年ですね、令和8年3月が目標が1.1%。それに対して達成率が4%。ちょっとここが理解しがたいんですが。

事務局 79haは昨年の実績を入れております。これを全体の管内面積の何%に当たるかということで4%がはじき出されております。

それと、13年3月の目標値というのは、県に確認しましたが、この数値はもう公表しているので変えられないということになっておりまして、これがゼロhaという目標に向かっています。5年後ゼロhaにしないといけ

ませんので3年後5で割って3掛けたというこの数字を入れているということになります。

委員 数字合わせのようにも思うんですが、目標はゼロ%、限りなくゼロに近づけることはいいんですが、実際として前年度でも、どうなんですかね、2.8から目標1.1にしているのに、その3年後の8年に4%に上がっているでしょう。現状は。この実態を踏まえて、また次の3年後になるんかね、11年の3月、1.1%の目標を今度2.5%に上げてどうなんですかね。現状が4%しかできていないのに、それ以上に目標を2.5%に上げてできるかどうかという現実の話でどうでしょうかね。

事務局 委員がおっしゃるとおり、我々もそういう疑問にぶち当たりましたので、これは県の農政課に確認しましたが、この13年の目標というのはもう変えられないということでしたので、今回は検証といたしまして、結果こうなりましたというところを確認していただきたいと思います。

そして、この見直しにつきましては、第26期の委員に委ねて、我々も一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

委員 その前に遊休農地と耕作放棄地という概念は同じなんですか。それとも、遊休農地、よく機関誌にも載っていますが、放棄地いうと、もう放棄して完全に農地でなくなる。遊休農地はまだ遊んでいる、休んでいると、文言からしても。だから、これまだ見込みがあるんじゃないかなと。これやったら別にゼロまで目標を持っていかなくても、その新規就農者とか都会の人とかがもしこういう余っているとか遊んでる農地があれば有効利用できるんじゃないかなと。その辺の線引というのか、めり張りはつけてもらってもね。堅苦しいこの目標を大きく定めても、実際できなかつたら絵に描いた餅ですし、ここら辺も県に言うてください。よろしくお願いします。

事務局 今、委員おっしゃってくださったように、農地の状態によっても遊休農地というのは皆さん、緑区分とか黄色区分として判定していただいて、まだ農地として戻る可能性があるもの。もう一つ、再生困難ということで、もう農地としては復元できないやろうというふうな判定も一部でありますので、今回ここの遊休農地面積というのは、まさに緑とか黄色として判定したものの合計値になります。ですので、一方ではもう完全に農地から外れてしまっているところも年々出てきているというのは、ここの数字には出てこないですが、あるというふうな整理にはなります。

以上です。

委員 分かったような分からない。要は、もう放棄しているとか遊休農地になっているところを逆に農地にしないでほかの、荒地ではいかんけれども、

いろんな利用方法ありますよね。例えば、何かイベントに使うとか、中山間地であれば、そこを一団の土地で農地として、農地って開発と言わないかな、何かそういった意味も含まれると思うんですが、こういうふうに数字で縛られると、もう本当に目標達成にするんですが、実際我々が調査に行っても現状の数字というのは正確ですから、現場の数字は、それで現れなかったら、何ばいい目標１３年に、３年後に、３年以上か、出してもゼロにはならないように思いますし、ちょっとここだけが気がかりですね。  
以上です。

議 長       ご意見として賜っておいてよろしいですか。

委 員       はい。

議 長       ほかございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長       ないようでしたら、次に移らせていただきたいと思います。  
続きまして、協議事項２ 農用地区域変更手続きに係る事前協議制の導入について、この件について農林水産課の説明をお願いいたします。

農林水産課   協議事項２の農用地区域変更手続きに係る事前協議制の導入についてご説明させていただきます。

資料をご覧ください。資料にそって報告内容をご説明いたします。

経過といたしまして、５月の定例総会にて農用地区域変更手続きにおいて事前協議制の導入について農業委員会に協議いただきました。その際に、従来の手続きにおいて申請の添付書類としている「関係者承諾書」（地元の農業委員の押印を必要とする書類）について次の意見がありました。農用地区域変更手続きに係る申請の添付書類である「関係者承諾書」について農業委員の欄は不要ではないかというものでした。

定例総会後、農林水産課内で「関係者承諾書」の取り扱いについて協議した結果、報告内容の通り意見がまとまりました。

報告内容としましては、農用地区域変更手続きに係る申請において、添付資料である「関係者承諾書」から農業委員の欄を削除することとなりました。

つきましては、今後の農用地区域変更手続きの際には「関係者承諾書」の様式から農業委員の欄を削除して運用してまいりますので、ご承知おきください。以上、報告内容となります。

議 長       はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご意見やご質問等ございますでしょうか。

農業委員の判子を押すか押さないかということで、前回いろいろ話があった件でございます。

委員 前回、この話が出てきてちょっと意見を言わせていただきました。といいますのは、本来ここの総会において審議をしていろいろ決定していくにもかかわらず、それより以前にこの同意を各地区の農業委員が先に署名捺印をすると、要は承諾をすると、同意をするということになりますので、それはやはり手続上はおかしいんじゃないかという意見を言わせていただきました。

ただ、それが正しい選択かどうかは分かりません。

ほかの農業組合長なり土地改良区も同様に承諾書の判子を押されていますが、それとて本来どこまでその効力があるのか、その私印を押す。公印私印はあるんですが、どこまで効力があるかということ。突き詰めれば、何でこの同意書が要るのかというのがまず分かりません。農地法なんかは事前に周辺の方に説明をしたという報告をもって、この許可の制度の協議に入っているわけで、なぜ先にそれが要るのかというのが、私、昔から意見は言わせていただいたと思うんですが、理解できていなくて、今回新たに事前協議という制度を導入されるということで意見を言わせていただきました。事前協議というのは、逆に言えば、一定の基準を市が露払いをするということやと思うんですが、それより前に説明業者なり代理人から説明を受けて、それを了解するというのはやっぱりおかしいというような考え方もあって、こういう意見を言わせていただきました。

今回、どういう経緯で課内で議論されてなったか分かりませんが、私が何かごり押ししたような感じになっていますので、付け加える意見を言わせていただきました。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

この案件につきましては、今回の議案の中でも2件ほどありましたので、役員会の中でも農林水産課さんのほうに申し上げていたのが、転用を目的とする理由というので、役員会の中でもちょっと話があったんですが、農業以外にすることが必要か、適当という、もやっとなした意見、文言なんで、もう少し分かりやすくできないかなという話をさせてもらっていたんですが、細かくし過ぎるとまだ難しい面もあり、私見になりますが、農業委員だけ判を押さへんと逆に後から地域の人皆、オーケーしてはるのに農業委員、勝手に反対できるかとか、過去にもありましたように、諸問題がどうしてもあると思います。はっきりこうしたら解決できるやろうというのはなかなかつけられるものではないので大変難しいと思いますが、一つ一つやっぱり進めていかんと仕方がないのかなというような思いを持っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

他に何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 そしたら、次に進めさせていただきます。農林水産課の方、どうもありがとうございました。

農林水産課 ご協議いただきましてありがとうございます。  
先ほど会長がおっしゃいましたとおり、我々としても課題は認識しております。一つ一つできるところから手続を進めさせていただきたいと思っております。今回、ご協議いただきましたこの内容を持ちまして、事前協議制のほうを進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、そういう形でご協議いただいたと理解してよろしいでしょうか。

議 長 はい、そういうことで。

農林水産課 はい、承知いたしました。皆様、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 どうもありがとうございました。  
最後になりますが、全体を通して何かございますでしょうか。  
ご出席いただいている最適化推進の皆様におかれましても何かご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(ごさいませんの声)

議 長 よろしいでございませうか。  
それでは、これで司会のほうにマイクを返したいと思います。よろしくお願いします。

副 会 長 長い間、お疲れさまでした。  
以上を持ちまして、第38回定例総会の全ての議案、報告及び協議事項を終了いたします。お疲れさまでした。

## 議事録署名委員

議 長（本郷 忠史 委員）

印

委 員（森元 直紀 委員）

印

委 員（上田 雄亮 委員）

印